

他政令市における事業者の温室効果ガス削減に関する制度一覧

参考資料2

政令市	条例名称	条例上の規定(規則含む)			
		計画書・報告書の作成・提出	指導・助言	評価・表彰	制度対象
札幌市	札幌市生活環境の確保に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> 環境保全行動計画を策定し、これを記載した環境保全行動計画書を提出(義務) 制度対象規模に満たない事業者も環境保全行動計画書を提出することができる(任意) 毎年度、環境保全行動計画書を提出した事業者は環境保全行動報告書作成・提出(義務) 	<ul style="list-style-type: none"> 指導及び助言を行うことができる 		<ul style="list-style-type: none"> 4月1日現在、常時使用する従業員数が100人以上、かつ事業所として使用している建築物の床面積の合計が5,000平方メートル以上(連鎖化事業者(フランチャイズチェーン)を含む) 燃料・熱・電気の年度の使用量が原油換算で1,500キロリットル以上(連鎖化事業者(フランチャイズチェーン)を含む) 常時使用する従業員数が21人以上、かつ、温室効果ガス(非エネルギー起源CO₂、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素)の種類ごとの排出量が二酸化炭素換算で3,000トン以上
さいたま市	さいたま市生活環境の保全に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> 毎年度、環境負荷低減計画を作成・提出(義務) 			<ul style="list-style-type: none"> 燃料並びにこれを熱源とする熱及び電気の年度の使用量を原油の数量に換算した量を合算したものが1,500キロリットル以上である事業所 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第2項に規定する大規模小売店舗のうち、同条第1項の店舗面積が5,000平方メートル以上であるもの
横浜市	横浜市生活環境の保全等に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化対策事業者は地球温暖化対策計画を作成・提出(義務) 地球温暖化対策事業者は対策の実施状況を報告(義務) 地球温暖化対策事業者以外の者は地球温暖化対策計画を作成し、提出することができる(任意) 	<ul style="list-style-type: none"> 指導及び助言を行うことができる 	<ul style="list-style-type: none"> 計画書、報告書(最終年度)を評価 評価結果を通知 評価結果を公表 優良な事業者を表彰 	<ul style="list-style-type: none"> 本市に設置しているすべての事業所における原油換算エネルギー使用量の前年度における合計量が1,500キロリットル以上のもの 連鎖化事業者であって、当該連鎖化事業者が本市に設置しているすべての事業所及び当該連鎖化事業者が行う連鎖化事業に加盟する者が本市に設置している当該連鎖化事業に係るすべての事業所における原油換算エネルギー使用量の前年度における合計量が1,500キロリットル以上のもの 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令(平成4年政令第365号)第4条各号に掲げる自動車の前年度の末日における使用台数が100台以上のもの
川崎市	川崎市地球温暖化対策の推進に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> 特定事業者は事業活動地球温暖化対策計画書を作成・提出(義務) 中小規模事業者は事業活動地球温暖化対策計画書を作成・提出することができる(任意) 事業活動地球温暖化対策計画書を提出した事業者は、毎年度、事業活動地球温暖化対策結果報告書を作成・提出(義務) 	<ul style="list-style-type: none"> 指導・助言を行うことができる 		<ul style="list-style-type: none"> 本市の区域内に設置しているすべての事業所における原油換算のエネルギー使用量の前年度の合計が1,500キロリットル以上の事業者(連鎖化事業者にあつては、市内における本部及び加盟店を合算する。) 本市の区域内に設置しているすべての事業所における温室効果ガスのうちいずれかの物質の前年度の排出の量が3,000トン以上の事業者 事業者の事業活動に伴う自動車の前年度の末日における台数が100台以上の事業者
相模原市	相模原市地球温暖化対策推進条例	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化対策計画書を作成・提出できる(任意) 毎年度、地球温暖化対策計画の実施状況を報告するものとする 			<ul style="list-style-type: none"> 市内に事業所を有する事業者のうち、以下のいずれにも該当しない事業者 エネルギーの使用の合理化に関する法律(昭和54年法律第49号)に規定する「特定事業者」「特定連鎖化事業者」等 神奈川県地球温暖化対策推進条例(平成21年神奈川県条例第57号)に規定する「特定大規模事業者」 上記の規定にかかわらず、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者は対象
名古屋市	市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> 地球温暖化対策計画書を作成・提出(義務) 地球温暖化対策の実施の状況を報告(義務) 	<ul style="list-style-type: none"> 指導・助言を行うことができる 		<ul style="list-style-type: none"> 燃料並びに熱及び電気の量を合算した年度の使用量が原油換算で800キロリットル以上に該当する事業所(名古屋市内に限る)を設置又は管理する者(燃料及び電気の使用量には、事業所で運行等の管理を行っている自動車、鉄道、船舶、航空機において使用する量を含む。)
京都市	京都市地球温暖化対策条例	<ul style="list-style-type: none"> 特定事業者は事業者排出量削減計画書の作成・提出(義務) 特定事業者以外の事業者は事業者排出量削減計画書を作成・提出することができる(任意) 事業者排出量削減計画書を提出した事業者は毎年度、事業者排出量削減報告書の作成・提出(義務) 	<ul style="list-style-type: none"> 指導・助言をする 	<ul style="list-style-type: none"> 計画書、報告書(最終年度)を評価 評価結果を通知 評価結果を公表 優良な事業者を表彰 	<ul style="list-style-type: none"> 事業活動を行う際に使用される電気やガスなどのエネルギー使用量が、原油に換算して1,500キロリットル以上の事業者 エネルギー使用に伴うものを除き、温室効果ガス排出量のうちいずれかの物質の排出量が二酸化炭素に換算して3,000トン以上の事業者 トラック 100台以上、バス 100台以上、タクシー 150台以上を保有する運送事業者及び鉄道車両150両以上を保有する鉄道事業者
広島市	広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> 特定事業者は事業活動環境計画書の作成・提出(義務) 特定事業者以外の事業者は事業活動環境計画書を作成・提出することができる(任意) 事業活動環境計画書を提出した事業者は毎年度、事業活動環境報告書の作成・提出(義務) 		<ul style="list-style-type: none"> 計画書、報告書(最終年度)を評価 評価結果を通知 評価結果を公表 	<ul style="list-style-type: none"> 本市の区域内に設置している全ての事業所におけるエネルギー年間使用量(原油換算)の合計が1,500キロリットル以上である者(連鎖化事業者においては、加盟者が設置している事業所における事業活動も含む。) 本市の区域内に設置している全ての事業所における物質ごとの温室効果ガス排出量(二酸化炭素換算)の合計が3,000トン以上である者
神戸市	(条例規定無)環境保全協定に基づく環境保全計画書・報告書に係る指針	<ul style="list-style-type: none"> 毎年度、環境保全計画書及び環境保全報告書を市に報告(覚書による定め) 			<ul style="list-style-type: none"> 神戸市民の環境をまもる条例に基づく環境保全協定締結事業者
福岡市	(条例規定無)事業者省エネ計画書制度	<ul style="list-style-type: none"> 事業所省エネ計画書、事業所省エネ計画実施状況報告書の作成・提出(任意) 			<ul style="list-style-type: none"> 年間のエネルギー使用量(原油換算)750キロリットル以上の福岡市内の事業所

政令市	条例名称	条例上の規定(規則含む)			
		計画書・報告書の作成・提出	指導・助言	評価・表彰	制度対象
札幌市	札幌市生活環境の確保に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車使用管理計画を策定し、これを記載した自動車使用管理計画書を提出(義務) ・制度対象規模に満たない事業者も自動車使用管理計画書を提出することができる(任意) ・毎年度、環境保全行動計画書を提出した事業者は自動車使用管理実施報告書作成・提出(義務) 	<ul style="list-style-type: none"> ・指導及び助言を行うことができる 		【運輸】 <ul style="list-style-type: none"> ・事業の用に供するために使用する自動車が50台以上である事業者(二輪自動車、被けん引自動車、1年未満の借り受けによる自動車、商品として展示している自動車、不特定多数の者が短期間使用する自動車は除く。)
広島市	広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例	<ul style="list-style-type: none"> ・特定自動車使用事業者は自動車環境計画書を作成・提出(義務) ・特定自動車使用事業者以外の事業者は自動車環境計画書を作成・提出することができる(任意) ・毎年度、自動車環境計画書を提出した事業者は自動車環境報告書作成・提出(義務) 			【運輸】 <ul style="list-style-type: none"> ・市内の事業所において、普通自動車、小型自動車、軽自動車(二輪の小型自動車、二輪の軽自動車を除く)を50台以上使用する事業者